

いわゆる「ごみ屋敷」対策について

いわゆる「ごみ屋敷」対策については、「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（いわゆる「ごみ屋敷」対策条例）」を制定し、平成 28 年 12 月 1 日から施行し、対策を進めています。

1 いわゆる「ごみ屋敷」*の件数

	平成 30 年 4 月 1 日時点	新規把握件数	合計	近隣への影響 が解消した	平成 31 年 3 月末時点
全市合計	70 件	33 件	103 件	40 件	63 件

※いわゆる「ごみ屋敷」：物の堆積等に起因して害虫、ねずみ又は悪臭の発生、火災の発生又は物の崩落のおそれ等により、近隣に影響がある不良な生活環境

2 排出支援等の実績

条例に基づき、本人が片付けに同意したものの自ら行うことができないケースについて、区役所と健康福祉局、資源循環局が協力して排出支援を行っています。

平成 30 年度に近隣への影響が解消した 40 件のうち、13 件が堆積者本人の自主的な撤去等により解消され、27 件は排出支援により解消しました。

3 今後の進め方

排出支援による解消と併せ、発生や再発の防止も重要です。区役所や健康福祉局と引き続き連携して、早期の対応や見守り等の対策を進めてまいります。

平成30年度 各区のいわゆる「ごみ屋敷」の件数について

いわゆる「ごみ屋敷」とは、物の堆積等に起因して害虫、ねずみ又は悪臭の発生、火災の発生又は物の崩落のおそれ等により、近隣に影響がある不良な生活環境としています。

【本市における「ごみ屋敷」の件数】

区名	年度当初	新規把握	合計	近隣への影響が解消した	年度末
全市合計	70	33	103	40	63

【各区の詳細】

鶴見	4	2	6	3	3
神奈川	5	12	17	9	8
西	5	1	6	1	5
中	11	2	13	5	8
南	6	2	8	3	5
港南	0	0	0	0	0
保土ヶ谷	3	0	3	0	3
旭	7	0	7	1	6
磯子	3	0	3	1	2
金沢	7	5	12	5	7
港北	5	2	7	4	3
緑	4	1	5	1	4
青葉	2	0	2	2	0
都筑	3	1	4	3	1
戸塚	3	2	5	2	3
栄	2	1	3	0	3
泉	0	2	2	0	2
瀬谷	0	0	0	0	0